

# 大学通信教育制度について



令和2年12月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

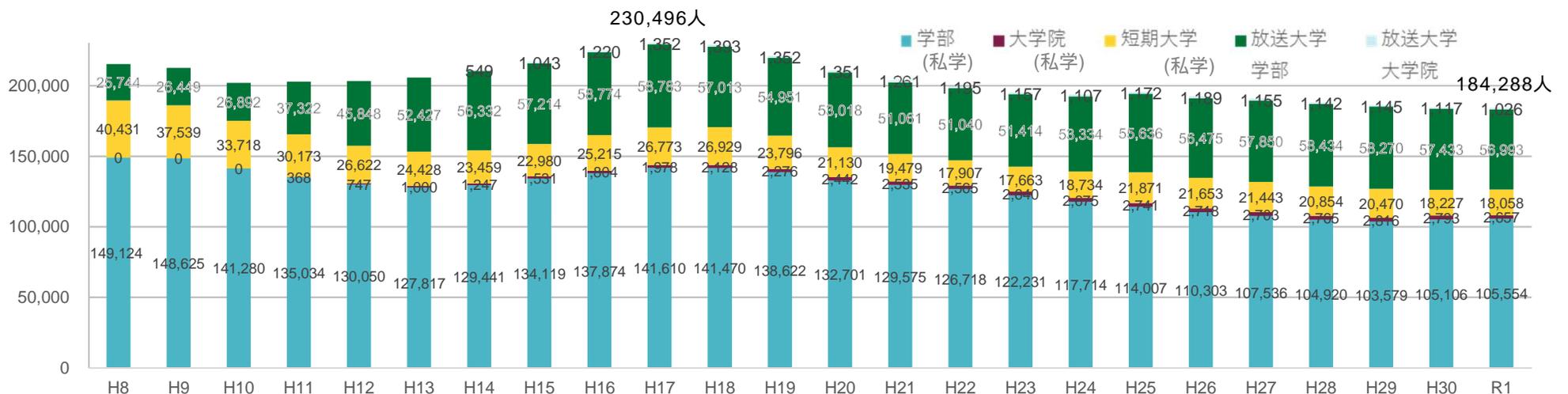
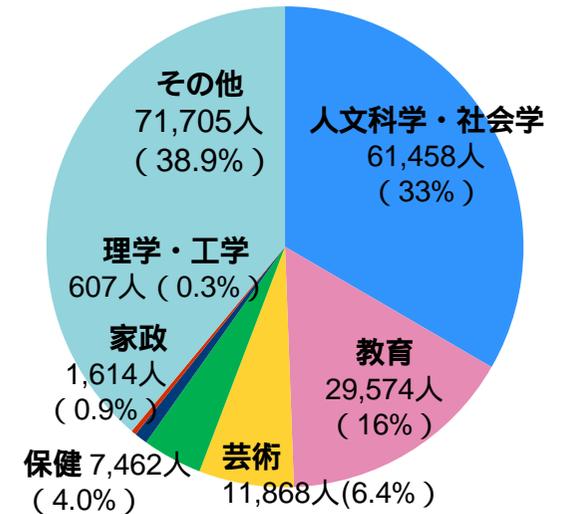
# 大学通信教育の現状

通信教育は、学校教育法第八十四条 に定められており、地理的・時間的制約がある社会人など、**通学課程とは異なる様々な学びのニーズに対応し、大学教育の機会を広く提供するもの。**

学校教育法 第八十四条 大学は、通信による教育を行うことができる。

## 通信教育を行う大学数・通信課程の学生数

	学部	大学院			短期大学
		修士	博士	専門職	
通信教育を行う大学数 (R1)	44	25	10	2	11
通信課程の入学定員 (R1、単位：人)	77,522	1,712	65	260	11,400
通信課程の学生数 (R1、単位：人)	162,547	2,923	233	527	18,058
通信課程の卒業者数 (H30年度間、単位：人)	17,451	922	21	172	6,868



通信教育を行う大学数、入学定員については令和元年度全国大学一覧、短期大学一覧より作成。 学生数・卒業者数については、正規課程の学生のみ。令和元年度学校基本調査より作成。

## 通学制と通信制における授業の方法の比較

通学制の大学	授業の方法	通信制の大学
講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項）	面接授業	講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う（大学設置基準第25条第1項を適用）
文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項）	遠隔授業（メディアを利用して行う授業）	文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる（大学設置基準第25条第2項を適用）
	放送授業	主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項）。 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
	印刷教材等による授業	印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（大学通信教育設置基準第3条第1項） 添削等による指導を併せて行うものとする（同条第2項）
124単位のうち、60単位まで 遠隔授業による修得可（大学設置基準第32条第5項）	卒業要件となる単位数	124単位のうち、少なくとも30単位の修得は 面接授業又は 遠隔授業によらなければならない。ただし、当該30単位のうち10単位までは の方法による修得可（大学通信教育設置基準第6条第2項）

【 】平成13年3月30日文科科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

# 通学制大学と通信制大学について

	通学制大学	通信制大学
基本的性格 ・ 教育課程	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>面接授業      遠隔授業可：60単位まで</p> <p>・面接授業の一部を遠隔授業で実施する場合、主として面接授業を実施するものは、大学設置基準第32条第5項に定める上限に含める必要はないこと</p> <p>・面接授業に相当する教育効果を有すると認められること                      双方向性を有すること（同時双方向性を有する又は補助者による対面指導又は教員等が授業終了後速やかに指導すること）</p>	<p>卒業に必要な単位数 = 124単位</p> <p>30単位 = 面接授業（遠隔授業可）</p> <p>94単位 = 主に印刷教材による授業、放送授業等</p> <p>のうち10単位 = 放送授業で代替可</p>
構造の違い		
学生構成 ・ 最低年限超過状況	<p>18・19歳入学者割合      最低在学年限超過学生割合</p> <p>(出典) 令和元年度学校基本調査</p>	<p>18～22歳学生割合      有職者割合      最低学年数超過卒業生割合</p> <p>(出典) 令和元年度学校基本調査</p>
定員管理 ・財政支援 (私学助成の例)	<p>(収容定員(学部))</p> <p>(入学定員(学部))</p>	<p>(収容定員)      定員超過・割れによる不交付はなし</p> <p>(入学定員)</p> <p>左記の仕組みは存在しない</p>
コスト ・ 教員数 / 施設	<p>国立大学(入学料・授業料 4年分) 約240万円</p> <p>仮に経済学部・工学部(各々収容定員4,000人、1学科のみ)とする大学の場合の試算(教員数・校舎面積)</p> <p>(教員数) 143人      (校舎面積) 62,641m<sup>2</sup></p>	<p>放送大学(入学料・授業料 卒業までに要する学費) 約70万円</p> <p>(教員数) 42人      (校舎面積) 12,440m<sup>2</sup></p> <p><small>注: インターネット等のみの授業の場合、校舎基準は適用されない</small></p>

## (参考) 大学における授業に関する法令上の規定

### 大学設置基準 (昭和31年10月22日)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところ【 】により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【 】平成13年3月30日文部科学省告示第51号 「メディアを利用して行う授業」について  
通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において面接授業に相当する教育効果を有すると認められるもの。

1. 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの
2. 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員もしくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

### 第三十二条

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

### 大学通信教育設置基準 (昭和56年10月29日)

第三条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第二十五条第一項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第二項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第六条 卒業の要件は、大学設置基準第三十二条第一項の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数百二十四単位のうち三十単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該三十単位のうち十単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。